

「竹島の日」を考え直す会機関紙

本部;代表 趙吉夫 大阪府八尾市志紀町 3-30 八尾市韓国人会館内 TEL072-949-1521, FAX072-949-4337).

編集;理事長 久保井規夫(大阪府高槻市川添 1-3-20 TEL.Fax;072-695-3210 Email; aphckuboi@ybb.ne.jp)

2/18 第13回「竹島の日」を考え直す集いを開催

2017年2月18日(土)午後2時より、私たちの「竹島の日」を考え直す会は、韓国慶尚北道独島財団との共催にて、第13回「竹島の日」を考え直す集いを開催した。会場は、大阪市PLP会館 四階中会議室でした。

テーマは、**領土ナショナリズムを煽る「竹島の日」の誤りを糾す!!**とした。本会の趙吉夫会長、慶尚北道独島財団の趙勲英事務処長の挨拶の後、講演がなされた。最後に、**政府・島根県・各教科書会社に対する要請が集会決議された**。教科書に、領土教育が必修として記載され、その内容が、日本政府見解だけの一方的記載とされていることに、隣国との対立が煽られることを危惧したためである。



趙吉夫 会長



独島財団の
趙勲英事務処長

講演 1 「島根県の『竹島の日』制定の理由と主張を糾す」

黒田 伊彦 (副会長、元大阪樟蔭女子大学教員)

講演の趣旨は、「島根県は、竹島周辺での漁場確保のため、2005年3月、『竹島は日本領土』との宣言を基に『2/22 竹島の日』条例を定めた。2/22 は、1905年、日露戦争中に日本海海戦の軍事拠点として朝鮮より強奪して島根県に編入した日である。この事実に触れない、島根県の啓発 DVD『竹島…かえれ島と海』(17分)やポスターを批判し、あるべき歴史認識を提起する。」とした。

具体的に、条例制定の問題点として、①憲法前文「自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない」に反している。②住民である在日韓国・朝鮮人の思想・表現の自由を侵害している。③領有の問題は、論争があり、一方の学説を押し付けるのは、「学問の自由」を侵害している。と指摘した。

島根県のDVDへの批判として、韓国学者の説を引用し、①干山島=独島であり、干山島=竹嶋(鬱陵島北東の小島)を間違いとした。②日本固有の領土論は間違いとして、「隠州視聴合紀」「元祿竹島一件での老中決定」「1877年の太政官指令」「1900年の大韓帝国勅令第41号」をあげた。

講演 2 「外務省見解に基づく領土教育批判と尖閣=釣魚諸島問題」

久保井規夫 (理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員)

講演の趣旨は、「日本の領土問題である北方領土、竹島=独島、尖閣=釣魚諸島は、外務省見解に基づき、教科書にも隣国と対立する記述で記載されている。これらに共通している、破綻した『固有の領土』論を糾し、歴史的事実に基づく正論を追求したい。近世の琉球冊封使、日清戦争での台湾・琉球領有を述べて、中国の歴史的正義を立証する。尖閣=釣魚諸島問題は、竹島=独島問題と歴史認識や、当時の在韓・在日米軍が介在していることが同一である。特に、政府買上げで尖閣=釣魚諸島が、中国との間で国際問題化している情勢を踏まえて、日本が自立して解決すべき道を示す。」とした。

初めに、2012年9月、野田政権が、尖閣=釣魚諸島を政府が買上げて日本国有化したことで、中国との間で、中国各地での抗議デモ、空と海で軍事衝突の危惧さえある緊迫した国際問題となっている情勢が分析された。外務省見解は、「歴史的にも国際法的にも日本固有の領土である」「(中国側の主張は、)領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な根拠とは言えません」。として、領土問題は存在しないとする。対話による解決の一方的な拒否である。この外務省見解通りに記述しなければ、教科書検定は合格しない基準になっている。現在使用されている教科書で行われる領土教育では、独島=竹島を「韓国が不法占拠」、尖閣=釣魚諸島に「中国が領海侵入」と記述され、隣国との友好よりも、領土ナショナリズムによる対立が煽られていることを危惧する。

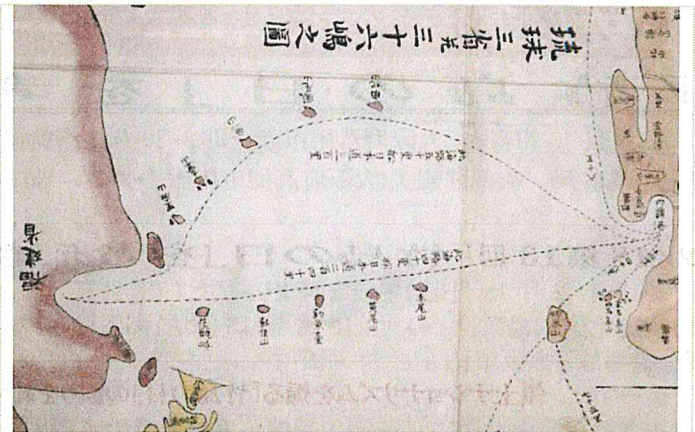


講演; 右が黒田伊彦(副会長)、左が久保井規夫(理事長)



「固有の領土」について、外務省は、1987年の国会答弁で、「我が国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、未だかつて一度も外国の領土となったことがないという意味で、固有の領土です」と公式見解を示した。領土問題の島々は、敗戦後の「サンフランシスコ条約」にて、国際法上で日本領土から放棄され、日本は、固有の領土論は主張できない。

歴史的には、領有権は中国に正義がある。近世の記録には、尖閣=釣魚諸島は、中国の領有権を示す史料・事象のみしか存在しない。江戸幕府三代将軍家光が、正保年間(1644~47)に国絵図を作成させた。その「正保琉球国絵図三十六島之図」には、南西諸島の小さな小島まで記載されているが、台湾付属島嶼である尖閣=釣魚諸島は、記載されていない。琉球王国は、中国(明・清)を宗主国と仰ぐ属国関係であった。琉球王即位を認可する中国からの冊封使が、皇帝に報告した



林子平『三国通覧図説』付図『琉球三省並びに三十六島之図』1785年。釣魚島(南側の往路の真中に描かれている)島嶼を中国大陸と同じ色にし、琉球諸島の範囲に含まれない。

「使琉球録」の往還の記録に、中国側が名付けた「釣魚嶼、黄尾嶼、赤尾嶼」が記載されている。林子平「三国通覧図説」(1785年)の付図「琉球国図」にも、冊封使の往還航路が図示され、釣魚諸島が中国領とされている。近代に入ってから、欧米地図の国際名でも、この中国名がそのまま記されている(英国ジョンストン「CHINA and JAPAN 1860年以降」)。

当時、「尖閣」何て島嶼は存在しない。何故なら、日本が日清戦争中に、台湾を占領し領土割譲を迫る作戦の際、台湾付属島嶼である尖閣=釣魚諸島を、無人島であることから、1895年1月、「無主地先占」と称して日本領とした。しかし、1885年段階では、沖縄県令西村捨三も、政府の山形有朋内務卿も、井上馨外務卿も、清国との交渉もせず一方的に日本領とすることに反対していた史実がある。中国名釣魚諸島のままでは、具合が悪いと、遅まきながら1900年になって、日本名「尖閣諸島」などと名付けたのである。

集会決議

内閣総理大臣 安倍晋三様 外務大臣 岸田文雄様 文部科学大臣 松野博一様
 島根県知事 溝口善兵衛様
 各社会科教科書出版社様

「竹島の日」撤廃と領土教育是正の要請

竹島(韓国名独島)は、江戸幕府が、元禄竹島一件(1693年)、天保竹島一件(1836年)にて朝鮮国領と決定済みである。また明治政府も、太政官指令(1877年)で竹島(韓国名独島)を朝鮮(韓国)領土と決定済みであった。さらに、韓国が、大韓帝国勅令(1900年)にて鬱陵郡所属として領有を官報に公布していた。

これらの決定に矛盾し、1905年2月22日に島根県所管にしたことを規範とする「竹島の日」条例は、日本側の不法不当な主張である。何よりも、日露戦争時の日本軍による韓国圧迫期に行われた竹島、すなわち独島強奪であり、島根県「竹島の日」は、韓国侵略の是認として容認できない。

さらに、検定合格社会科教科書には、日本の領土として、竹島、尖閣諸島が掲載されている。それらは、検定基準により、政府(外務省)見解「歴史的にも国際法的にも日本固有の領土」と明記し理解させようとする偏向的なものである。日本が、侵略した中国との尖閣諸島、植民地化した韓国との竹島、戦後、国交正常化が遅滞した中で領有実態が複雑化し、歴史的にも、外交でも未解決となった問題である。相手国の見解を封殺して、日本政府の見解だけを教科書により注入する事は、徒に領土ナショナリズムを煽り、隣国の人々を傷つけ、隣国との友好と国際協調を損なうものである。

以上のことから、わたしたちは標記について、次の要請をおこなう。

- ①島根県は、「竹島の日」条例を撤回し、韓国慶尚北道との友好関係を復活させてください。
- ②政府は、固有の領土論に固執せず史実を真摯に公開審議して、政府見解を正してください。
- ③政府は、相手国の見解を封殺した検定教科書基準を撤回されたい。
- ④政府は、領有権について隣国との外交、研究交流によって解決する事に努力されたい。
- ⑤各教科書出版社は、以上の島根県、政府への申し入れに留意されたい。自国政府見解だけでなく、隣国の見解も反映して、対立よりも解決を求める記述と申請をされたい。

2017年2月18日

大阪府八尾市志紀町3-30 「竹島の日」を考え直す会 会長 趙 吉夫 理事長 久保井規夫
 第十三回「竹島の日」を考え直す集い 参加者一同

3/20(月)「竹島の日」を考え直す集い in. 東京」を開催

2017年3月20日(月) 午後1:30より、東京都南部労政会館(JR大崎駅南口より徒歩五分)にて、標記の集いが開催された。主催は、東京実行委員会、「竹島の日」を考え直す会であり、共催は韓国慶尚北道独島財団であった。国家間の問題でもある独島=竹島問題について、首都東京で問題提起を行う意義は大きい。準備の打ち合わせは何回も行ったが、東京で開催した公開の学習会は二回目である(一回目は、2016.9.10 文京区千石アカデミーにて開催)。いずれも、地元の東京の



有志を主体としての学習会である。日韓の対立でなく、友好の追求こそ歴史的にも、今日的にも大切であるとする認識で開催された。テーマは、東京実行委員会が提起した「固有の領土論に根拠はあるのか」であった。

また、この機会にと、久保井さん(本会理事長)からは、竹島=独島に関する、貴重な史料・地図などを持参して、展示・解説をいただき、外務省の「固有の領土」見解が間違いであることを歴史的に明晰になった。史料・地図の実物が、東京で公開されたのは初めてであった。

課題提起・講演は、①「固有の領土論に根拠はあるのか」国富建治(開催実行委員会責任者)、②『『隠州視聴公紀』と竹島独島の日本領土論をめぐって』黒田伊彦(本会副会長)、③「朝鮮時代、鬱陵島・独島へ渡った朝鮮漁民の認識と日本の固有領土論を否定する」金秀姫(慶尚北道独島財団チーム長)、④「史料が明晰にする尖閣諸島の領有権……外務省見解・固有の領土論は歴史の改竄である」久保井規夫(本会理事長)であった。要旨を次にまとめた。ただし、黒田さんの講演は2016.10.18での講演と同一内容で、ニュースNO.13にて掲載済みで重複するため省きました。また、金秀姫さんは、久保井からの史料の解説時間の為に、講演時間を短くしてくれた。

「固有の領土」論に根拠はあるのか !! 国富建治 (東京集会実行委員会呼びかけ人) 国家主権のぶつかり合いだけでは一向に前進しない現状に対して

今、私たちの住む日本と、周辺諸国との間には「領土」問題という重要な、解決すべき課題が山積みしています。「北方諸島」(ロシア)、「竹島」(韓国)、「尖閣諸島」(中国)をめぐる紛争が、それにあたります。戦後、歴代の日本政府は、この三つの係争案件について、それが日本の「固有の領土」であることを強調してきました。しかし、領土問題には、さまざまな歴史的要因があり、とりわけ日本近代国家の対外関係の歴史的評価が絡む争点になっています。

私たちは、「領土問題」の解決が、国家主義のぶつかりあいだけでは「一向に前進しない」という現状に鑑みて、日本に住む勤労者・市民の間の討論を通じて、平和的・抜本的に解決の方策を考えます。

さらに強調すべきは、この竹島=独島の併合が、日露戦争を背景とした朝鮮の「保護国化」という植民地支配のプロセスの中で強制的に進められたという事実です。それはすでに、1904年の段階で、ロシア;バルチック艦隊の遠征に備えて、望楼・海底電線敷設工事が竹島でも進められていました。「日韓併合」・植民地支配が、竹島の領有とは別物という論理は、歴史的に成り立ちません。

私たちは、「北方領土」「尖閣」「竹島」など、日本の領土紛争を、近代日本の侵略・植民地支配という歴史的背景の中に、しっかりと置きなおして考える作業に取り組もうと考えています。今こそ、「領土ナショナリズム」の危険に正面から立ち向かう必要があります。



東京で初めて、竹島=独島に関する史料・地図が展示・解説された。

「朝鮮時代、鬱陵島・独島へ渡った朝鮮漁民の認識から 日本の固有領土論を否定する !!

金秀姫 (慶尚北道独島財団チーム長)

金秀姫さんは、独島=竹島にて漁労を行った韓国人漁夫の史料を発掘した。すなわち、2011年に発表した、「民国日報」(1962.3.19)の記事である。「巨文島に住む金允三老人は、二十歳の時(1895年)、鬱陵島に渡った。」「鬱陵島からぼんやり見えた島は、トルソムと聞いた。」「仲間たちと筏を組んで、二日漕いで、約二百里ほどで、トルソムに着いた。」「トルソムは、大きな島二つとたくさんの小さな島からなっていた。アシカも獲ったし、ワカメやアワビなども採った。鬱陵島へ戻ってから、鰹を積んだ船で釜山に戻り、アシカは釜山・対馬の日本人に売った。」。重要なのは、1895年段階に、竹島=独島を韓国人漁夫が、独自の名称でトルソムと呼び、漁労を行っていた史実である。日本側の「固有の領土論」は崩れる。さらに、トルソムは、漢字表記すれば、石島、または独島である。1900年に出された「大韓帝国勅令」第41号第2条にある、鬱陵島とともに領土とされた石島が、独島=竹島であることを明確に立証している。



「史料が明晰にする尖閣(釣魚)諸島の領有権

外務省見解・固有の領土論は歴史の改竄である !!

久保井規夫 (本会理事長、歴史学名誉博士、元桃山学院大学教員、アジア民衆歴史センター主宰)

2017.2/18(土)、第十三回「竹島の日」を考え直す集いで述べた標記の講演内容の続きである。講演内容が膨大であるため、紙数の関係で省略・削減して掲載した。「アジアの日本」のNO.52~54に、全体を掲載している。

V.石油埋蔵発表で領有権・採掘権が焦点化

①石油埋蔵に対して日米台が急きよの対処

②尖閣=釣魚諸島が日中台の三つ巴で領土問題化した

1.日本、琉球政府による尖閣=釣魚諸島の領有権の動き

2.台湾(中華民国)による尖閣=釣魚諸島の領有権の動き

- 1969.7.17、台湾(中華民国)は、「海岸に隣接している領海外の海床及び低土のあらゆる天然資源に対し、すべて主権上の権利を行使することができる」との声明を発表した。尖閣=釣魚諸島の海域を含んでいた。
- 1970.7月末、台湾(中華民国)は、米国パシフィック・ガルフ石油会社に鉦区権を与えて探査を開始した。8月10日、参議院沖縄・北方領土特別委員会で、愛知撥一外相は、「台湾の石油開発措置は無効である」と言及した。
- 1970.9.30、台湾議会、釣魚台諸島を固有の領土との決議を採択。
- 1970.10.16、台湾(中華民国)は、釣魚台諸島の資源領有を声明する。
- 1970.11.12よりソウルで、「日韓台三国連絡委員会」を開催し、共同で東シナ海の資源開発をすることにした。
- 1971.4.10、台湾外交部は、「釣魚台は我が国の領土であり、米軍施政終了の時点で我が国に返還すべきである」と主張した。台湾政府の初めての国際的公式表明であった。
- 1971.6.11、台湾外交部は、6/17調印予定の沖縄返還協定に尖閣=釣魚台諸島を含めると抗議声明。
- 1972.2.10、台湾(中華民国)は、釣魚台諸島を台湾省宜蘭県の管轄に編入した。日本は、2/17、編入に抗議した。
- 1972.6.29、台湾(中華民国)は、釣魚台諸島海域へ巡視艇を派遣した。
- 1996.10.7、台湾・香港・マカオから、「全球華人保釣台連盟突撃隊」が釣魚諸島へ向かい、日本海上保安庁巡視艇の規制の中、四名が強行上陸した。五星紅旗、青天白日旗が掲揚された。

3.中国(中華人民共和国)による尖閣=釣魚諸島の領有権の動き

日本、台湾(中華民国)による尖閣諸島海域の石油資源の開発計画は、当初から敵視した共産圏として国交のなかった中華人民共和国(中国)を排除し、国際法に違反した行為であった。当然、中国は、釣魚(尖閣)諸島の領有権と、その海域に対する中国大陸棚の権益を主張してきた。

- 1970.12.4、「人民日報」、「釣魚諸島は中国領土である」と主張し、日韓台の石油開発を非難した。
- 1970.12.30、北京放送は、「釣魚諸島は、1556年、胡宗憲が倭寇討伐総督に任命されたころの防衛範囲であった」と史実を紹介した。
- 1971.4.11、新華社通信にて、「沖縄の日本返還で、釣魚諸島を含み、中国の領土主権を侵犯している」。
- 1971.5.1、「人民日報」で「中国の領土主権に対する侵犯を許さない」と論評。

- 1971.12.30、中国外交部は、釣魚諸島の領有権を主張し、「台湾を解放して、釣魚島などの台湾領土を解放する。」と声明。中国政府の初めての国際的公式表明であった。
- 1972.3.3、国連海底平和利用委員会で、中国は、「日本が釣魚諸島などを不法占拠している」と非難した。
- 1972.5.20、中国国連大使黄華が、国連安全保障理事会へ、「沖縄返還に際し中国領土である釣魚諸島を含めた移管を認めない」と通告。
- 1996.5.15、中国は、海洋基線声明。6月26日、専管経済水域・大陸棚法。これらに基づき、釣魚諸島海域での調査活動は、国際法上でも中国の主権に基づく合法となる。

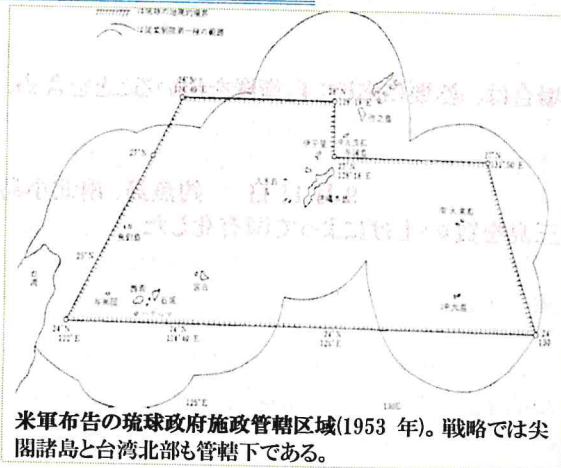
VI.米軍の戦略管轄区域と沖縄返還

①釣魚=尖閣諸島は、米軍施政管轄に含まれた

尖閣=釣魚諸島は、歴史的にも地理的にも南西諸島・琉球諸島には含まれない。台湾付属の島嶼であった。日本占領米軍は、歴史的地理的背景や、中国との領有権問題を考慮せず、釣魚=尖閣諸島が沖縄県施政下であった事を受け継いだ。そして、米軍が管轄する琉球政府施政下に釣魚=尖閣諸島を組み入れたのである。

②沖縄返還での釣魚=尖閣諸島と米国の狡猾さ

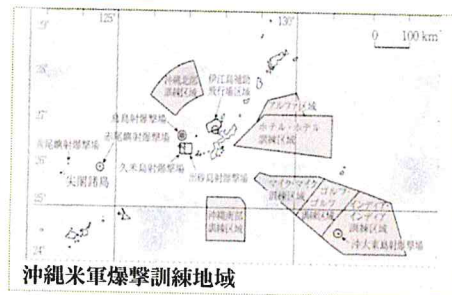
1971年6月17日、日米は沖縄返還協定に調印した。この協定の事前折衝で、日本側は、尖閣諸島が返還の対象に含まれることを明記することを求めた。愛知揆一外相はマイヤー駐日大使との会談で、「台湾との関係や、将来的には共産中国との関係の問題があり、日本政府としては、沖縄返還協定に尖閣に関する明確な言葉を入れておきたい」と申し入れた(1971.2.1)。マイヤー駐日大使は、「アメリカが統治している地域を日本に返還するということだけを明確にしたいと望んでおり、尖閣に関する個別の権利要求に判断を下すことは念頭に置いていない」と結論した(1971.5.11)。6/17「沖縄返還協定」調印でも、ロジャース米國務長官は、「尖閣列島に対する施政権は日本に返還するが、主権(領有権)と施政権は別で、今度、日本に返還するのは施政権だけで、主権をめぐる問題には、アメリカは一切関与しない」と釈明した。



③尖閣=釣魚諸島に米軍の防衛義務が生じる

しかも、当時、米国は、対ソ連対策もあって、密やかに共産中国(中華人民共和国)との国交回復を進めていたのである。領土問題は火中の栗である。尖閣=釣魚諸島の領有権は、日中台の三政府間で折衝すべき問題に位置付け、米国は中立の立場に逃げた。

しかし、米国は日本と安保条約という軍事同盟を結んでいる。「沖縄返還協定」以前から、**沖縄米海軍は、尖閣=釣魚諸島の赤尾嶼と黄尾嶼を射撃・爆撃訓練地域として使用してきた**。沖縄返還後も、それをそのまま継続した。中立を装いながらも、日米安保条約・日米地位協定に基づいて、島嶼を借用している実態は、日本の領有権を認めていることと解釈できる。日本側の領有権主張には都合がよい。何よりも、安保条約が米軍による日本防衛義務が尖閣=釣魚諸島に適用されることにもなる。



VII.棚上げ(領土問題は留保)の虚構

①棚上げにされた釣魚=尖閣諸島の領土問題

沖縄返還を経て、突如、米国の政策転換に追随した日本は、台湾と断絶し、日中国交正常化へと動いた。尖閣=釣魚諸島についても議論された。1972年9月27日、田中角栄首相・周恩来総理会談において、田中首相「尖閣諸島についてどう思うか。私のところにいろいろ言うてくる人がいる」。周総理「尖閣問題については、今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない」。これは、問題を一時保留して、解決は後の事としようという「棚上げ」である。重ねて、提起したのは「日中平和友好条約」批准書交換に來日した、鄧小平副首相の1978年10月25日の談話である。「中日国交正常化の際も、双方はこの問題に触れないということを約束しました。今回、中日平和友好条約を交渉した際も、やはり同じく、この問題に触れないということで一致しました。」「両国政府が交渉する際、この問題を避けるということがよいと思います。こういう問題は、一時期棚上げにしてしてもかまいません。」この棚上げ施策は、尖閣=釣魚諸島を気弱ながらも支配している日本政府にとっては、有り難い。



②突如、釣魚=尖閣諸島は、領土問題化した

2012年4月16日、石原慎太郎東京都知事が、ワシントンでヘリテージ財団が主催する講演で、「尖閣諸島の私有地を東京都が買い上げる」と宣言して領土ナショナリズムに火をつけた。石原都知事は、「国に代わって日本の実効支配を強化すべく、島の活用方法を検討していく」「島の購入のための寄付金が10億円を越えた」と述べ、尖閣諸島領有権棚上げの現状を変更した。



中国の海洋監視船6隻が尖閣諸島接続水域を航行。(2012.9.14)

2012年5月14日、日中韓首脳会談の席で、温家宝首相は「中国の核心的利益、重大な関心事項を尊重すべきである」とした。しかし、野田佳彦首相は、領有権を主張しあえば事態の対立を助長することを認識できていなかった。さらに、野田首相は、衆院本会議で、驚くべきことを述べた。7月26日、「**尖閣諸島を含む我が国の領土、領海で不法行為が発生した場合は、必要に応じて自衛隊を用いることを含め、政府全体で毅然と対応する**」と言明した。これに応じて、翌27日、森本敏防衛相も、「(中国船の進入に対して)海上保安庁や警察が対応できない場合、自衛隊が活動することは法的に確保されている」と、尖閣への自衛隊の出動をあり得るとした。2012年9月11日に、**釣魚島、南北小島の三島を買い上げによって国有化したと発表した**。領有権(国家主権)を有する政府国家機構と私有地同然で主権を持たない地方自治体との差異を認識不足であった。

対して、9月14日、中国側は、これまでの漁業監視船(漁政)とは違って、海洋監視船(海監)6隻を尖閣諸島「領海」内に出動させた。また、9月16日、中国外務省は、「国連海洋法条約」(海の憲法といわれる。1994年発効)に基づく大陸棚を、「棚上げしていた」尖閣諸島を含む沖繩トラフまで延長すると表明し、大陸棚限界委員会へ申請手続きをとった。同日、中国海軍は、大規模な海上実弾演習を行った。



中国、9/18 日本大使館前に押し寄せるデモ隊(「朝日新聞」2012.9.19)



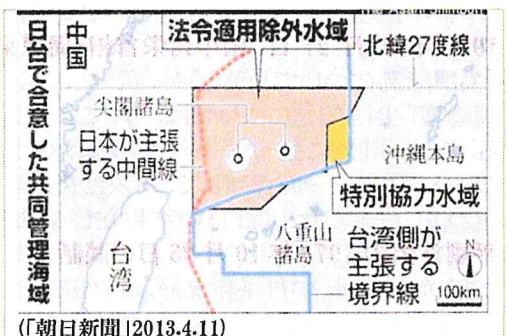
9/17、中国浙江省から尖閣諸島海域に向かう中国漁船団(「朝日新聞」2012.9.19)

中国国内では、領土ナショナリズムが、折からの9/18 満州事変発端の柳条湖事件81周年とも結びつき、大規模な反日デモが、日本大使館・領事館・日系企業・商業施設を対象に各地で激化した。一部、暴徒化した群集は、日系商業施設を襲撃した。9月17日、尖閣諸島海域に向かって、中国浙江省から中国漁船数千隻が出港し、9月24日には、台湾漁船60隻が出港した。いずれも、海洋監視船、巡視船に守られての出港で、尖閣諸島では「自国の領海」と主張して、海上保安庁の巡視船と対峙しあう有様となった。

2015年末からは、日本側の保安庁巡視艇に対して、自国領海とする中国側は、海洋監視・漁業監視をまとめた海警局の監視船で、巡視する。周辺海域には、中国海軍フリゲート艦が航行し、自衛隊の護衛艦と対峙する。空には、自衛隊のP3C哨戒機が監視するが、中国軍戦闘機も巡回する。既に述べた「軍事衝突の危惧さえある尖閣=釣魚諸島」が現状である。

③「日台漁業協定」で中台分断を策したが？

中台が連携した形での領有権を主張する行動が加速される状況に、野田政権は、1996年からの懸案で中断されていた日台漁業協定交渉の再開を申し入れた。交渉は、安倍晋三内閣に引き継がれ、日台両政府が領有権を棚上げして、「日台漁業協定」を締結した(2013.4.10)。尖閣諸島を含む八重山諸島近海までを「**法令適用除外水域**」とする。この水域では、日台両方の監視船が、相手側の漁船を取り締まらず、自由操業するというものである。ただし、尖閣諸島の「領海」内は操業しない(これで日本の領有権を保持したと苦しい弁護)。実利を優先した台湾側は協定を受け入れたのである。早速、協定の運用が開始された5/10には、台湾漁船が十数隻、尖閣諸島の海域で操業を始めた。沖縄漁船は、トラブルを避けて離れた海域で操業していた。しかも、尖閣諸島海域にやって



(「朝日新聞」2013.4.11)

くる中国監視船は、台湾漁船は放置するが、もし日本漁船を見れば臨検の対応を行うし、相変わらず海上保安庁の巡視船とは対峙している。

中台分断を策した漁業協定を、中国側は、台湾が領有権を放棄しない限り、静観する。台湾も含めて中国とする立場からは、台湾への譲歩は、中国の一部に漁業権を譲歩したことになるからである。

④尖閣への安保適用には、限定条件があることを隠すな!!

米国オバマ政権は、安倍晋三政権から、尖閣諸島に対する防衛に米軍の関与を明言するように求められてきた。2014年4月24日、首脳会談の共同文書で次のように明記した。「米国の日米安保条約に基づく措置の範囲は日本の施政権下にある尖閣諸島も含む」。これまでも、クリントン国務長官や、ヘーゲル国防長官、ローズ大統領副補佐官らは、「尖閣諸島は日米安保の適用範囲」と言及してきたが、大統領の表明は初めてであった。しかし、集団的自衛権の対象となるかは不明である。さらに、2017年2月10日、安倍晋三首相と米国トランプ大統領は、初の首脳会談で、尖閣諸島に「日米安全保障条約第五条」が適用されることに合意した。第五条は、「日本と米国が、共通の危険に対処するように行動することを宣言すると明記。米国が集団的自衛権を行使し、日本を防衛する義務を負う根拠になっている」。

しかし、米国との合意には、限定条件がある。「**日本国の施政の下にある領域**での武力攻撃について」である。沖縄返還に際し、中国(台湾)からの主権(領有権)主張に対して、尖閣諸島については、施政権は返還するが、日本の主権(領有権)の有無については関与せずとした米国の対応はそのままである。米国は、「尖閣諸島は日本国の主権下にある」とは認めていない。日中間で解決すべきで、我関せずの姿勢である。施政権は、主権(領有権)に従属して生じるものである。仮に、現状(主権が未解決のまま)で、日中との尖閣諸島の領土紛争が現地地生じたと考えよう。しかし、米軍が乗り出して、米中戦争を繰り広げることはあり得ない。自衛隊だけで対応しなければならない。まして、尖閣諸島に対する領土問題が存在することは、日中両国が巡視船を派遣して対峙する現状で明晰となり、国連でも取り上げられている問題である。日本は、相手国に主権(領有権)の主張をさせる口実を与えないために、「**我国の固有の領土**」であり「領土問題は存在しない」と主張し、外交の必要・努力さえ拒否してきた。何よりも、国民に、釣魚=尖閣諸島の主権(領有権)を検証し理解させる史料を提示した啓発の機会も、未だに不十分である。それでも、政府見解だけを国民に注入しようと躍起である。法的拘束力がある「学習指導要領」改定による教科書検定の強化がそれである。

VIII. 政府見解の教科書は対立の領土ナショナリズムを煽る

①対立を煽る外務省見解を反映した現行教科書

日本の教科書は、法規制を持つとされる「学習指導要領」「学習指導要領解説書」の指示を順守した内容でなければ、教科書検定に合格できない。かくて、合格した教科書は、国定教科書並みの内容になる仕組みである。教科書出版社は、文科省検定に合格しなければ、出版できないし、倒産の危惧さえ生じる。政府見解がある場合は、それに基づく記述をしなければ検定に合格できない。現在、小中高学校の教科書には、領土教育(北方領土、尖閣諸島、竹島)が記載されている。教師は、北方領土・竹島・尖閣諸島を、外務省見解通りに「**歴史的にも、国際的にも、我国の固有の領土である**」として学校で教えなければならない。

従って、どこの出版社の教科書も、領土問題は外務省見解通りである。東京都・大阪市などで採択されている育鵬社「中学社会 新しいみんなの公民」を例示する。「**尖閣諸島 沖縄県八重山諸島北方の尖閣諸島は、日本の領土です。しかし、中国は、『1970年後半、東シナ海大陸棚の石油開発が表面化するに及び、はじめて尖閣諸島の領有権を問題とする』ようになりました。ただし、中国があげている根拠はどれも『領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません』。(外務省ウェブサイトより引用)**」。この石油開発をめぐる中国が領有権を問題とするようになったとする外務省見解、すなわち「**中国は、1968年に尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能が指摘された後、初めて『領有権』を主張。それ以前は、日本による同諸島の領有に異議を唱えず(2012年11月)**。これは、国連総会での中国楊潔虎外相演説(2012.9.27)に反論するために作成した外務省「**尖閣諸島に関する三つの真実**」の第二である。外交という政治的内容が、中立であるべき教科書にそのまま記述される異常がまかり通っているのである。

文部科学省による検定意見と称するクレームで、原文がどう変更されて合格したのか。2015年度検定での、実教出版「**高校日本史A**」の場合である。原文は、「(国交を正常化する)日中共同声明では、**尖閣諸島の領有について言及されなかった**。現在実効支配している日本政府は、中国政府の領有権の主張に対し、固有の領土であり、領土問題は存在しないとしている」だったが、「**生徒が理解しがたい表現である**」との検定意見が出され、次のように変更して、合格と



された。「……現在実効支配している日本政府は、中国政府の領有権の主張に対し、**国際法に従い 1895 年 1 月に閣議決定で編入した固有の領土**であり、領土問題は存在しないとしている。」。どこが変更されたか、お判りであろう。まず、**領有権問題の議論の「棚上げ」了承が隠蔽された**。日本側の領土編入が**国際法に従い、正当ととられる表現**に変更された。そもそも、中国側の主張の内容が当初の原文段階から削除されていることが検定合格への妥協である。

「竹島の日」を考え直す会メンバーの 2017 活動近況

■5/29、**韓国蔚山にて、黒田伊彦副会長が講演した**。演題は、「**独島守護の朴於屯についての日本における研究動向**」である。元禄竹島一件にて、鬱陵島から朝鮮漁民の中核として拉致された安龍福、朴於屯の二人。日本語が少し理解できたため、安龍福が前面に出たが、船主である朴於屯は、あまり語られてこなかった。黒田先生は、池内敏「竹島問題とは何か」名古屋大学出版会などの史料を引用して、研究の動向を紹介した。



黒田副会長

■6/19、**韓国 MBC が、久保井理事長を取材した**。韓国・日本・欧米における、竹島=独島に関する領有権を古地図によって証明する企画であった。久保井理事長が、所蔵の地図を提示しながら、解説している様子が、8/29、韓国 MBC から「**地図の証明**」と題して報道された。

■8/22、**久保井規夫「図説 竹島=独島問題の解決」が韓国版「独島問題の真実」として翻訳・出版された**。釜山全域の小中高大学、図書館、資料館に無償寄贈された。また、**出版記念会の記者会見**で、竹島=独島関係の史料・古地図が展示された。「東亜日報」「釜山日報」、聯合ニュース、香港フェニックスなどで大きく報道された。



8/22 韓国での記者会見で史料説明をする久保井理事長

■久保井理事長に対して、9/1 香港フェニックスより取材、9/5 新華社通信より取材、9/14 人民日報より取材。いずれも、尖閣(釣魚)諸島と独島=竹島についてであり、次々と報道された。

■9/21、**韓国 CBS より「竹島の日」を考え直す会(趙吉夫会長)についての取材**。

10/28(土) 第 14 回「竹島の日」を考え直す集いへ 参加を !!

すでに開催案内を送付いたしました。ぜひ、お誘いあわせの上、ご参加ください。

- ◆日時 2017 年 10 月 28 日(土)PM13:30~16:30
- ◆会場 大韓国民団布施支部 2 階 (東大阪市長栄寺 4-12)近鉄奈良線**永和駅**・JR おおさか東線**河内永和駅**より北西へ 10 分。
- ◆内容

- ◎イベント 「浪速の歌う巨人 **パギヤン**」
- ◎DVD 上映 **日韓両国の立場からの DVD をそれぞれ上映する。**
- ◎講演①「**韓国中学生の竹島学習批判の手紙について**」



パギヤン

黒田伊彦(副会長、元大阪樟蔭女子大学教員)

2017 年 6 月、韓国中学生が、島根県の中学校 56 校へ、竹島は日本領土との教育を批判し、独島=竹島は韓国領と主張する手紙を送付してきた。その内容は?、島根県の対応は?、日韓の領土教育を分析して真実を明確にする。

◎講演②「**日本人漁夫と海軍と地図の真実**」

久保井規夫(理事長、元桃山学院大学教員、歴史学名誉博士、アジア民衆歴史センター主宰)



1904.11.20 日本軍艦対馬が撮影。望楼・海底電線設営の調査の際である。中井養三郎のアシカ漁労の小屋がある。

1904 年末、日露戦時、バルチック露艦隊がウラジオストック港へ向かっていた。入港を許せば、絶対不利であった。その時、日本人漁夫・中井養三郎が、日本海の戦略要地のリアンクールロック(独島)での漁労の許可制を願い出た。すでに、この島に、監視所・海底電線を設営する計画を進めていた海軍は、これを機会に、韓国領と認めていたリアンクールロック(独島)を、「無主地先占」と決めつけて、日本領として強奪を企てた。史料・地図を示して、明晰に立証する。

◎質疑・討論 竹島=独島問題について、参加者からの質疑・討論を!!

◎集会決議 政府・島根県・各教科書会社に対して